

令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）費 補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、本県農業の担い手の減少・高齢化が進展する中、実効ある取組みを通じて地域農業の活性化を促進するため、農業経営の第三者継承を円滑に行うための経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該第三者継承を行おうとする現経営者に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、「第三者継承」とは、農業経営（事業）そのものを継続するために不可欠な経営資源を、現経営者からその二親等以内の親族以外の者（以下「後継者」という。）に引き継ぐことをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる現経営者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。ただし、中小企業庁が実施する事業継承・引継ぎ補助金を活用する農業法人等を除く。

- (1) 公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）の経営継承相談を活用しており、経営継承相談データベース（農業をはじめ、JP）に登録されていること。
- (2) 補助金の交付の申請時点において、後継者の候補者との間に第三者継承について合意が成立していること。

（交付の対象及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者において第三者継承の対象となる資産の評価及び第三者継承の契約に関する書類の作成を行う事業とし、補助金の額は、補助事業に要する令和5年4月1日以降における別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は500,000円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) センターでの経営継承相談の内容が確認できる書類
- (3) 後継者の候補者との間に第三者継承について合意が成立していることを確認できる書類

- (4) 第三者継承の対象となる資産が確認できる書類
 - (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (6) 補助金の振込先とする補助対象者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号4に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の合計額の10分の3を超える増減
 - (2) 補助金の額の増を伴う変更
 - (3) 補助金の額の10分の3を超える減を伴う変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号）に第4条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和6年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第5号）
 - (2) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助対象者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（帳簿の備付等）

第9条 補助対象者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和6年度から5年間保管しておかなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（補助対象経費）

- | |
|---|
| 1 第三者継承の対象となる不動産（農地及び農地以外の土地、家屋、小屋等）の鑑定に要する経費 |
| 2 第三者継承の対象となる動産（農機具、車両等）の鑑定又は査定に要する経費 |
| 3 第三者継承に係る契約に関する書類の作成に要する経費（司法書士等への報酬） |
| 4 その他知事が特に必要と認める経費 |

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
氏名

令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）費
補助金交付申請書

令和5年度において、山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）に
ついて、標記補助金 円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する
規則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
氏名

令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）
実績報告書

令和 年 月 日付け農経第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

別記様式第1号

事業計画書

1 現経営者（補助対象者）及び後継者の候補者の概要

	現経営者（補助対象者）	後継者の候補者
住 所		
氏 名	(歳)	(歳)
農業経営 状況又は 就農計画		

2 第三者継承についての合意年月日 令和 年 月 日

3 補助事業の実施期間 令和 年 月 日着手予定～令和 年 月 日完了予定

4 補助金所要額

区 分	(A) 補助対象経費 支出予定額	(B) (A) × 1/2 (千円未満切捨)	(C) 補助基準額	(D) 補助金所要額 (B)又は(C) のいずれか 低い額	(E) 自己資金 (A)-(D)	備 考
1 不動産鑑定経費	円					
2 動産鑑定・査定経費	円					
3 契約書類作成経費	円					
4 その他経費	円					
合 計	円	円	円 500,000	円	円	

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
氏名

令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）
計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書

令和 年 月 日付け農経第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

既交付決定額	金	円(A)
今回変更増△減額	金	円(B)
変更交付申請額	金	円(A)+(B)

(注) 添付書類のうち、様式第1号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
氏名

令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け農経第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
氏名

令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）
遂行状況報告書

令和 年 月 日付け農経第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により指示を受けたいので、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業が予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由
- 2 遂行状況と今後の見通し

別記様式第5号

事業実績書

1 補助事業の期間 令和 年 月 日着手～令和 年 月 日完了

2 補助事業の実施により得られた成果（品）

3 補助金精算額

区分	(A) 補助対象経費 支出額	(B) (A)×1/2 (千円未満切捨)	(C) 補助基準額	(D) 補助金基本額 (B)又は(C) のいずれか 低い額	(E) 補助金 既交付決定額	(F) 県補助金 確定予定額 (D)又は(E) のいずれか 低い額	(G) 県補助金 受入済額	(H) 県補助金 今回請求額 (△返還額) (F)-(G)	備考
1 不動産鑑定 経費	円								
2 動産鑑定・ 査定経費	円								
3 契約書類作 成経費	円								
4 その他経費	円								
合計	円	円	円 500,000	円	円	円	円	円	

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
氏名

令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け農経第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）費補助金交付要綱第7条第3項の規定により下記のとおり報告する。

記

1	規則第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け農経第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
氏名

令和5年度山形県新規就農者育成総合対策事業（経営継承準備支援事業）費
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け農経第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下
記のとおり概算払により交付されるよう請求する。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払請求額

既交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A)-(B)-(C)	備考
円	円	円	円	

3 振込先（県に債権者登録を行っている場合は、債権者登録コードのみ記入）

債権者登録コード	
金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
（カナ）	
口座名義人	